

ドイツ法研究をされていて思うこと

名古屋大学名誉教授 和田 肇

法学分野では、他の社会科学と異なって、外国(法)研究が盛んである。ほとんどの研究者は、大学院等でまず外国法・比較法研究から始める。法科大学院の修了者も、研究者になろうとすると、外国法研究の業績がないと、研究職にありつくのは難しい。

こうした研究手法は、日本法の影響を強く受けている韓国や台湾にも見られる。その研究者の多くは、大学によってはほぼすべてが、外国(最も多くがドイツで、その次が日本、そしてアメリカ、フランス、イギリスなどが続く)で博士号を取得している。欧米ではほとんどみられない研究手法である。

なお、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団の審査委員をしている人から、同財団に研究申請をする際に、韓国や台湾の若手研究者はドイツ語の博士論文があるが、日本人はないので、その分ハンディになると言われた。この点をカバーするためには、邦語業績の要約をきちんと独訳(英訳)し、研究計画を丁寧に書く必要があるとのことである。

さて、主たる私の比較法研究の対象国はドイツであり(最近は韓国の研究者との国際共同研究も進めているが)、この研究を続けていて、いくつか気付かされることがある。その1は、研究の素材のオープンさと、調査データの幅広さである。昨今日本では、こうしたデータのねつ造や勝手な操作が問題となっているが、エヴィデンスに依拠した研究の重要性は改めて言うまでもない。

私の分野で「生きた法」を研究しようとする、労働協約や就業規則の分析、インタビュー調査が不可欠である。ドイツでは、すべての労働協約が、労働組合と密接な関係にあるWSI(経済社会研究所)で収集・分析されており、研究所に行けば私たちでもそれを見ることができ。拙著『ドイツの労働時間と法』(日本評論社、1998年)を上梓するときなどに、それが大いに役立った。ところが日本では、大手の企業でも労働協約は秘密扱いにされている。労働組合に頼んでも、埒があかない。

また私は、2015年から施行されているドイツの法定最低賃金制度の研究を行っているが、ドイツでは最低賃金額を決める「最低賃金委員会」が、2年おきに最低賃金の実施状況や協約賃金の状況を分析し、詳細な報告書を公表している。それだけでなく、民間の研究機関であるWSIやIfo(経済調査研究所)なども、最低賃金に関する調査・分析を行っている(これらを利用した研究として、岩佐卓也『現代ドイツの労働協約』法律文化社、2015年がある)。ところが日本では、これらに匹敵するような最低賃金に関するデータが見つからない。委員会には提出されているのかも知れないが、外部からはアクセスできない。

その2は、女性教授の増加である。ドイツで大学教授になるためには、教授資格論文を仕上げないといけないためか、かつては女性が非常に少なかった。ところが最近では、各大学とも女性教員の数を増やす努力をしていることもあり、その数が増えている。教授資格請求論文を書かなくても准教授になれる制度を導入したことも影響しているのであろう(この制度を採用している大学で女性の比率が高い)。2006年に発足した「労働法教授連盟」の会員は100名強であるが、女性は10数名に及んでいる。女性の場合、兵役義務がないので、教授になる年齢も比較的早い。かねてから教授の講義の補助をするティーチング・アシスタント(学業優秀者)や、共同研究や補佐をする助手(国家試験優秀合格者)では女性が多かったので、その成果が徐々に出てきたのかも知れない。裾野が広がることの大切さを教えてくれる。

と同時に、日本と比べると、ドイツでは法学分野でも博士号取得者が非常に多い。その多くは実務に就くのであるが、それにしてもそもそも博士号取得者がいなければその後の研究者も育ちようがない。ドイツの制度に親和性が強い日本で、アメリカの制度を導入したことの可否・意義について、改めて考えてみる必要があるとなっている。